

後期高齢者医療制度のお知らせ



~保険料のお知らせ・保険証(被保険者証)の一斉更新~ 問い合わせ 年金・長寿医療グループ (☎®2137)

令和5年度の保険料額は、7月にお知らせします

保険料の計算方法

均 等 割

【1人当たり保険料】 5万1.892円



所 得 割

【本人の所得に応じた額】 (令和4年中の所得-最大43万円)×10.98%



保険料 (年額)

【限度額66万円】 ※100円未満切り捨て。

- ※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※所得は前年の収入から必要経費(公的年金控除や給与所得控除額など)を差し引いたものです。
- ※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

保険料の支払い方法

保険料の納付は、原則『年金天引き』です。申し出により 『口座振替』に変更することができます。

次の(1)~(3)のいずれかに該当する方は年金天引きの対 象になりません。納付書または□座振替で納めてください。 (1)介護保険料が年金天引きされていない方(年金額が年額

- 18万円未満の方)
- (2)介護・後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料 が天引きされている年金の受給額の半分を超える方
- (3)新たに制度に加入した方の半年の期間

- ●□座振替について、国民健康保険税か ら自動継続はされません。
 - 再度、年金・長寿医療グループへ申請 してください。
- ●社会保険料控除は、年金天引きの方は 本人、口座振替の方は口座名義人に適 用されます。

保険証が新しくなります(橙色→黄色)

現在、使用している保険証は、8月以降は使用できません。 新しい保険証は7月中に交付します。

被保障者証▶

	16	期高齢者医療被保険者証	
		り 期 服 ○○年 7月31日 年月日 ○○年 7月 1日	
965	1.数者書号	01234567	
被保険者	et m	広城市連合町 1 丁目	
		広城 太郎	95
ď	2:4 N H	昭和 7年 7月 7日	
21	8884AH	平成20年 4月 1日	
93	急服日	平成20年 4月 1日	
	が良料金 製会	1.99	
	株含香 生びに	3 9 0 1 1 0 0	0
保険者の 名称及び 同		北海運装製高額倉尿療広域連合 (S)	

減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)、 限度証(限度額適用認定証)も新しくなります(水色→黄緑色)

現在、使用している減額認定証および限度証は、8月以降は使用で きません。

引き続き交付対象に該当する方には、新しい減額認定証および限度 証を7月中に交付します。

また、新たに次の交付要件に該当し、同証が必要となる方は、年金・ 長寿医療グループへ申請してください。





▲減額認定証

交付要件

◆減額認定証(区分 I または区分 II に該当する方)

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で区分Iに該当しない方
	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいず れかに該当する方
区分 I	●世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金控除は80万円を適用。 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除。 ●老齢福祉年金を受給されている方

◆限度証(次の3区分のうち現役並み I または現役並み II に該当する方)

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、 その方と同一世帯にいる被保険者			
現役並みⅡ	現役並みIIに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にしる被保険者			
現役並み I	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、 その方と同一世帯にいる被保険者			

※新しい保険証、減額認定証、限度証の有効期限は、令和6年7月31日似です。